

〔研究ノート〕

# 宗門人別改帳にみられる甲斐国の直系家族慣行 荻原 香代子

キーワード：幕末・明治初

地域性 男子平均婚姻年齢 父親と既婚跡継ぎを含む家族

跡継ぎの婚姻間もない父親の隠居

はじめに

明治維新前後を中心とする近世末、明治初の甲斐国の男子平均婚姻年齢と、それが農民家族の慣行に及ぼす影響について、筆者は先（以下前稿とする）に発表した<sup>1</sup>が、それは「家族構成」に示された平均婚姻年齢と三世代家族比に関する戸田学説の<sup>2</sup>、前近代化社会の村落規模集団を対象とする検証といえる。又同書において戸田貞三は、近世村落を対象とする微視的分析を行って、近世の家族の構成に対する考察を深下した。そのうち慶応四年の相模国足柄郡鍛鉛屋村には、高い三世代家族比と共に世帯主の父親と傍系親族を含む家族の比率が高い特色がみられる。この家族構成について同氏は、低い婚姻年齢と跡継ぎの婚姻間もなく行われた父親の隠居を要因として推定している。この、跡継ぎの婚姻間もなく父親が隠居をする慣行が、近世末、

明治初の甲斐国の村にもみられることについては前稿で示した。しかし少数の村落を対象とするに留まる前稿は、同時期の甲斐国の他村を対象とする男子平均婚姻年齢等についての同様な分析と共に、事実の単なる指摘のみに留まった、この特色ある隠居と、その背景である近世末の隠居慣行の考察を要する。

ところで「家族構成」に示された戸田貞三の研究は主として大正九年当時の家族を対象とするものであり、近世村落の家族の研究は後に残されたといえる。宗門人別改帳に基づく近世の家族の研究は、家族社会学において戸田貞三、喜多野清一、小山隆等によって進展させられた。そして宗門人別改帳に載る家族の時系列的分析に基づく、正岡寛司、藤見純子、嶋崎尚子による歴史人口学的研究は、近世の農民家族に対する動態的な理解と共に研究の視野の拡大を可能とした。前稿では宗門人別改帳を史料とし、この時系列的分析の方法の適用による分析を行った。本稿においてもその分析の方法に依拠することにより、

男子平均婚姻年齢と、それが直系家族に及ぼす影響に關しての前稿に検討を加えたい。

ところで維新期の相模国鍛鉛屋村の、右の家族構成について戸田貞三は、それらの父親を世帯主とみなせば、同村の家族も又すべて甲類すなわち直系親のみの家族になるとして、世代数の客觀的尺度による基本構成を示すと共に、宗門人別改帳にその様に記されていることは、慶応四年前からこの地方で一般的に承認される必要があつた社会的慣習のあらわれとして、家族の構成に及ぶ地域慣行の影響について同書に指摘した。<sup>(3)</sup>その後「宗門帳に於て觀られる家族構成員」<sup>(5)</sup>において同氏は、家族の種類には地域性が存在することと、一地域の種別の近世末以後長期に互る類似性を示した。家族の種類は婚姻年齢や隠居等の家族慣行を要因としているが、「山梨県統計書」に基づく明治期の山梨県の男子平均婚姻年齢には、甲府市及び郡別の地域差がみられる。したがつて明治期の男子平均婚姻年齢に低い傾向を示す南都留郡を主な対象とし、本稿では幕末、明治初を中心とする甲斐国の直系家族慣行とその地域差の分析を試みたい。

## 一 資料と分析方法

本稿の分析で主に依拠する資料は宗門人別改帳、「山梨県統計書」(山梨県編)、明治初年の戸籍文書等である。

明治期の山梨県の男子平均婚姻年齢は「山梨県統計書」に基

づいて次の様に算出した。「山梨県統計書」に掲載された婚姻年齢の表示が各歳の場合には、それに婚姻者数を乗じて得た婚姻年齢の総和を婚姻者総数で除して求めることにより、再婚を含む平均婚姻年齢として表1(末尾参照)及び本文に示した。

又近世末、明治初の男子平均初婚年齢は宗門人別改帳に基づき、それに載る直系家族の時系列変化を辿ることによつて抽出した婚姻時の年代と当事者の年齢を基礎資料としている。宗門人別改帳は毎年作成されたが、現存する宗門人別改帳には年号に二年以上の前後間隔が多い。したがつてこの年号間隔が一年の場合の婚姻時と婚姻年齢は、特に記載がない限り後の宗門人別改帳のものを採るが、年号間隔が二、三年の場合、この間の婚姻時と婚姻年齢は、後の宗門人別改帳に記載されたものから一年を引き、間隔が四年の場合は二年を引く(間隔が五年以上は不明とする)ことにより、一定期間の婚姻年齢の総和を婚姻者総数で除し、平均婚姻年齢を近似値として求め、表3(末尾参照)及び本文に示した。又表6(末尾参照)の基礎資料である跡継ぎの婚姻年と父親の隠居年も同様な方法によるものである。尚本稿で示す年齢はすべて数え年である。

## 二 明治期の山梨県の男子平均婚姻年齢にみられる地域性

一六年以上の明治期を通して上昇する山梨県の男子平均婚姻年齢<sup>(7)</sup>を示す表1には、甲府市及び各郡の男子平均婚姻年齢の明

治期における上昇傾向と共に、甲府市及び各郡の高低の地域差が認められる。甲府盆地の底面附近である甲府市及びその周辺の東八代郡、山梨県等の男子平均婚姻年齢は山梨県の男子平均婚姻年齢よりも高く、又山梨県南部の神奈川、静岡両県寄りに位置する南巨摩郡、西八代郡、南都留郡及び西山梨郡等の男子平均婚姻年齢は、山梨県の男子平均婚姻年齢よりも低い傾向がみられる。

明治前期である一六年の山梨県の男子平均婚姻年齢は、再婚を含み二六・四歳と低く、それに対応して甲府市及び各郡の男子平均婚姻年齢も低い。明治期の山梨県の男子平均婚姻年齢の上昇は、一九歳以下が一六年の一九％から四五年の一・〇二％に低下する一方で、二四～二八歳が一六年の二七％から四五年の四一％に、同様にして二九～三三歳が一％から二一％に、それぞれ上昇することを主要因としている。

### 三 南都留郡の男子平均婚姻年齢と三世大家族比

「山梨県統計書」に基づく表1に、南都留郡の明治一六年をみると、再婚を含み二五・五歳である。これは山梨県の男子平均婚姻年齢と比較して全体的に低い南都留郡の男子平均婚姻年齢の、明治前期における低年齢の概況を示すものといえる。この低い男子平均婚姻年齢の出現に関する説明はまだ進んでいない。したがって以下に近世末、明治初の南都留郡内数カ村の男

子平均婚姻年齢を分析し、明治前期の南都留郡の低い男子平均婚姻年齢との関連性のいとぐちを求めたい。

明治初年の戸籍文書に基づく表2（末尾参照）は、幕末、明治初の南都留郡内の村々にみられる低い男子平均婚姻年齢の傾向を示す。これによると嘉永三年（一八五〇）以後には、一村を除き、再婚を含み約二五歳～二六歳である。これは明治一六年の南都留郡の平均値（二五・五歳）に近い値といえる。

ところで表3は宗門人別改帳に基づく近世末、明治初の男子平均初婚年齢であるが、それに南都留郡をみるとI期（天明三年～天保元年の約六〇年間）、II期（天保二年～弘化元年の約一五年間）、III期（弘化二年～明治三年の約二五年間）と低下をしている。そして幕末、明治初であるIII期の小野村、小明見村は約二二歳～二四歳に低下している。同表は、他郡の村々における男子平均婚姻年齢の、III期にかけての低下傾向も同様に示している。しかし明治期の男子平均婚姻年齢に高い傾向がみられる（表1）甲府市域の三日町の、幕末、明治初であるIII期の男子平均婚姻年齢は、郡部に比べると高く、二八・六歳である。

ところで宗門人別改帳には、低年齢者の記載様式に村落間の差がある。これに対し明治初年の戸籍文書にはその特質として低年齢者に至るまで記載されている。したがって幼い子供や孫等が含まれる三世大家族の比率は、明治初年の戸籍文書により、正確な値が得られるといえる。

明治初年の戸籍文書に基づく表4（末尾参照）によると、幕

末、明治初の男子平均婚姻年齢に低い傾向がみられる南都留郡の村々の三世大家族比は、東山梨郡の村と比較して高い傾向がある。東山梨、南都留両郡の三世大家族比の差は、男子平均婚姻年齢の高低差によるものと推定されるが、これは出生率、平均寿命が一定の社会における三世大家族比の高低は平均婚姻年齢によるとする戸田学説<sup>(9)</sup>の妥当性を示すといえる。尚同表は、三世大家族比の高低は一家族平均人数に影響することを示している。

#### 四 宗門人別改帳にみられる隠居慣行

##### (一) 父親と既婚跡継ぎを含む家族

以上のように、幕末、明治初の南都留郡の村々にみられる低い男子平均婚姻年齢は、それらの村の高い三世大家族比の要因であると考えられる。ところで三世大家族と同様に「父親と既婚跡継ぎを含む家族」も、跡継ぎの婚姻を契機に形成される家族形態である。したがって男子平均婚姻年齢の低下は、父親の隠居の有無にかかわらず「父親と既婚跡継ぎを含む家族」の比率を上昇させる要因であるといえる(表4にも菅野村、新倉村の三世大家族比と「父親と既婚跡継ぎを含む家族」比の相関性がみられる<sup>(10)</sup>)。

表5(末尾参照)は甲斐国の村々における「父親と既婚跡継

ぎを含む家族」比の、近世末、明治初の変動を示すが、同表上段に掲げる郡別平均のⅢ期からⅣ期にかけて上昇している。そしてそれに対応して、同表下段の村々にも、幕末、明治初Ⅳ期にかけての上昇傾向がみられる。幕末、明治初に「父親と既婚跡継ぎを含む家族」の比率が上昇するこの傾向は、同時期に低下をする男子平均婚姻年齢を要因とするものと考えられる。そして男子平均婚姻年齢に低い傾向がある南都留郡の「父親と既婚跡継ぎを含む家族」比は、山梨・巨摩両郡を含む三郡のうち最も高い。ところで郡部のこの傾向に対し、都市部にある府中三日町の、幕末、明治初であるⅣ期には六%以下の低い値がみられる。多くの町民が店に住み、又郡部からの流入者と共に在住者の移動が多いと考えられる三日町における都市的生活もこの低い比率の背景になっていると思われるが、同時に二八・六歳と高い(表3)この時期の男子平均婚姻年齢が主な要因であると推定される。

##### (二) 隠居慣行

父親の隠居の有無にかかわらず「父親と既婚跡継ぎを含む家族」の比率には、右のように、男子平均婚姻年齢の低下に相関する変化が、幕末、明治初に認められる。

ところで父親の隠居の有無にかかわらず、「父親と既婚跡継ぎを含む家族」の中に占める隠居の比率を表5にみると、全体的に高く、近世末の甲斐国における隠居慣行の一般性を示して

いる。しかしⅠ期からⅣ期にかけての、時系列的に有意な変化は少なく又「父親と既婚跡継ぎを含む家族」比との相関性も少ない。とはいえ男子平均婚姻年齢が低下をする幕末、明治初にその結果として「父親と既婚跡継ぎを含む家族」が増加するに伴い、隠居も相対的に増加をしたといえる。そして幕末、明治初Ⅳ期に「父親と既婚跡継ぎを含む家族」の比率が比較的低い東山梨郡をみても、その中に占める隠居比は約六〇%と高く、又同時期の三日町の、この隠居比は平均三二%と郡部よりは低いものの都市に一般的に隠居慣行がみられたことを示す。

ところで幕末、明治初にかけての隠居慣行の相対的増加の中で、跡継ぎの婚姻後間もなく行われる父親の早い隠居が増加する傾向がみられる。近世末におけるこの慣行の時系列的变化を示す表6の上段は、父親の隠居年と跡継ぎの婚姻年との平均間隔を示すが、それはⅠ期から幕末、明治初Ⅳ期にかけて減少している。この平均間隔の縮小は主として、同表下段に示す跡継ぎの婚姻後間もなく行われる父親の隠居の増加によるものといえる。同表下段は、隠居総数に占める、跡継ぎの婚姻と同年に行われた父親の隠居の比率の、近世末における時系列的変化を示す。これによると上萩原村の他、史的制約により短期間の分析しか行われなかつた村についても、全体的にみるとⅠ期からⅣ期にかけて上昇をし、幕末、明治初にかけてこの慣行が増加をしていることがわかる。

## 五 幕末、明治初の南都留郡にみられる隠居慣行

### (一) 父親と既婚跡継ぎを含む家族

男子平均婚姻年齢が低下をする傾向がみられる幕末、明治初Ⅳの甲斐国で、「父親と既婚跡継ぎを含む家族」が増加をするこゝについて四に述べた。そして表4に示すように、幕末、明治初Ⅳの南都留郡の村においても「父親と既婚跡継ぎを含む家族」比は約二五%〜三〇%と高い値を示し、管野、熊井戸両村は三二%〜四二%に達している。これは明治初年の戸籍文書に基づく分析結果であるが、一方宗門人別改帳に基づく表5に小野村をみても幕末の元治二年頃から上昇し三五%前後になる。これは同村のこの時期の二二・二歳(表3)と低い男子平均初婚年齢を要因とするものと考えられる。又小見見村にもこの比率の上昇傾向が同時期にみられる。

### (二) 隠居慣行

同じく表5に幕末、明治初の南都留郡の村の「父親と既婚跡継ぎを含む家族」の中に占める隠居の比率をみると、大明見村を除いて、全体的に低い。しかし明治初年の戸籍文書に基づく表4に明治初この隠居比をみると、四に述べた山梨・巨摩両郡の近世末、明治初と同様に南都留郡にも高い傾向がみられる。

これから表5に示された南都留郡の低い隠居比の要因として、史料である宗門人別改帳の、これらの村の記載様式が、現実の隠居を必ずしもそのまま反映するものではないことが推定され、<sup>13)</sup> 実際には高い比率であると考えられる。

ところで四に述べたように、跡継ぎの婚姻間もない父親の隠居が、幕末、明治初の東山梨郡及び巨摩郡の村々に多くみられる。この隠居慣行は、同時期の南都留郡の村々にも少なくないと考えられる。

明治初年の戸籍文書に基づく表7は、明治初年の戸主の、戸主への就任年と婚姻年の間隔を示す。同表において婚姻前の戸主就任を示すマイナスは、未婚時の、その多くが父親の死去による戸主就任を表すといえる。又婚姻後の戸主就任を示すプラスは、婚姻後、父親の隠居や死去の為に戸主に就任したことを表すといえる。そして戸主就任と婚姻が同年であるものは、婚姻年に父親が死去するという偶然性が各村共に最も多いということとはありえないことから、その大多数が婚姻時における父親の隠居を表していると考えられる。したがってこの様に考えると幕末、明治初の南都留郡にも、跡継ぎの婚姻後間もなく父親が隠居をする慣行が一般的にみられたと言ふことができる。

## 六 隠居とその前後の家族形態における平均年齢

以上は近世末、明治初の甲斐国の村々にみられる男子平均婚

姻年齢の低下と、それを要因として変化をする三世大家族比と「父親と既婚跡継ぎを含む家族」比及びこの中に占める隠居比と隠居慣行の性格についての分析であり、それは幕末、明治初の直系家族の特質を示すものといえる。

しかしこれらの時間的変化の現象の中においても、直系家族には形態変化の原則が働いている。「父親と既婚跡継ぎを含む家族」形態についてみると、天明八年(二七八)〜明治三年(二八七〇)の上萩原村の七四%、寛政一二年(二八〇〇)〜文久二年(二八六二)の上粟生野村の六四%、宝暦元年(二七五一)〜文久二年(二八六二)の小屋敷村の七〇%は「夫婦と未婚子から成る家族」を前形態とし、又上萩原村、上粟生野村はこの他一四%〜一九%の「父親と未婚子から成る家族」を前形態としている。

甲斐国山梨郡山崎村の直系家族形態の変化の原則は、小山西によって体系的に明らかにされた。<sup>14)</sup> 享和二年(二八〇二)から文久二年(二八六二)に至る、近世末の六〇年間における山崎村の直系家族は、同書第一図によるIII「世帯主十無配偶子」↓IV「世帯主十有配偶子」↓VII「傍系世帯」↓VI「世帯主十尊卑属」を主要回路として変化し、VIは再びIIIへと連続する。このうちIV、VII、VIには、尊属として母親のみを含む無視できない数の家族形態が含まれているものの、他の大多数は「父親と既婚跡継ぎを含む家族」であり、IVからVIIにかけて父親の隠居が行われている。したがって「世帯主十無配偶子」と「父親と既婚跡

継ぎを含む家族」(及び「母親と既婚跡継ぎを含む家族」)の両形態は、直系家族の典型的周期変化の中に交互に現われるといえる。

ところで表8(末尾参照)は「夫婦と未婚子から成る家族」及び「父親と既婚跡継ぎを含む家族」の、既婚男子の郡別平均年齢を示す。同表によるとそれは、非隠居の跡継ぎ↓隠居の跡継ぎ↓「夫婦と未婚子」の夫↓非隠居の父↓隠居の父の順に上昇をしている。これは小丘陵によって示された家族の周期変化に伴う年齢構成を示すといえる。

又同表によると既婚男子の平均年齢には、I期から幕末、明治初のIV期にかけての低下の傾向がみられる。この要因として男子平均婚姻年齢の低下が推定される。男子平均婚姻年齢が低下するに伴い「夫婦と未婚子から成る家族」から「父親と既婚跡継ぎを含む家族」への変化が早く生じたと考えられる。同時に又跡継ぎの婚姻後間もなく父親が隠居をする慣行が幕末、明治初に増加をしたことも、その要因の一つとして推定される。

表1の明治期の平均婚姻年齢に示される地域性と表8の既婚男子の平均年齢の高低差との相関性は必ずしも明確ではない。しかし明治期に男子平均婚姻年齢が高い東山梨郡と逆に低い南都留郡についてみると、IV期の隠居の跡継ぎに又「夫婦と未婚子から成る家族」の夫のI期からIV期に高低の差がみられる。

## まとめ

本稿では、宗門人別改帳に載る直系家族の時系列的分析に基づき、男子平均婚姻年齢及びそれが直系家族形態に及ぼす影響と共に隠居慣行の近世末、明治初における時間的変化を模索した。対象となる村落が少数に留まることから甲斐国の他の村々との比較検討が課題とされる。しかし本稿の範囲において近世末、明治初の甲斐国の農民家族慣行とその形態の時間的変化と共に変化の結果としての幕末、明治初の特徴が確認される。

幕末、明治初の甲斐国の村々には、男子平均婚姻年齢に低下の傾向があるが、それはこの時期の「父親と既婚跡継ぎを含む家族」と隠居慣行の増加要因といえる。又同時期には跡継ぎの婚姻間もない父親の早い隠居が増加をする。そして同時期にみられる、隠居とその前後の家族形態における既婚男子の平均年齢の低下は、右の時間的変化を背景とする現象と考えられる。

このうち男子平均婚姻年齢に低い地域性がみられる南都留郡の村々では、天保七〜八年の飢饉の影響と推定される、同年頃の「父親と既婚跡継ぎを含む家族」の低い比率がみられる。しかし明治初年の戸籍文書による明治三〜五年の三世代家族比と「父親と既婚跡継ぎを含む家族」比は高く、同郡の低い男子平均婚姻年齢との相関性を示すものといえる。又跡継ぎの婚姻後間もなく行われる父親の隠居の慣行も東山梨郡の村等と同様に

多くみられる。そしてこれらの傾向は直系家族の周期上の家族形態に含まれる父親や既婚跡継ぎの平均年齢を低下する要因と考えられる。南都留郡にみられる右の分析結果は、「はじめに」で述べた、三世大家族比の形成と共に家族構成の地域性と慣行性に関する戸田貞三の学説の妥当性を示唆すると共に、平均婚年齢が直系家族の形態に及ぼす影響の大きさを確認させるといえる。

以上は近世の甲斐国に存在した直系家族の形態と共に隠居慣行の性格が、幕末、明治初の男子平均婚年齢の低下と共に、同時期に顕在化したことを意味する。ところで幕末、明治初にかけての家族形態と家族慣行の時間的変化の中においても、直系家族形態には変化の原則が働いている。近世末の山梨郡山崎村を対象とする、家族の周期的変化に関する小山隆の学説<sup>(15)</sup>に基づく「直系尊属と未婚子から成る家族」から「父親と既婚跡継ぎを含む家族」「母親と既婚跡継ぎを含む家族」への形態変化は、直系家族の典型的周期変化を示す。この変化にも幕末、明治初にかけての男子平均婚年齢の低下が影響していることは、両家族形態の既婚男子の平均年齢の低下からも推定される。そして跡継ぎの婚姻間もなく父親が隠居をすることは、父親が隠居をしている家族の平均年齢を低下させる。この様に考えると男子平均婚年齢と父親の隠居年齢の低下は幕末、明治初の家族構成の比率と共に家族の平均年齢にも影響するといえる。そしてこの傾向は甲斐国において男子平均婚年齢に低い傾向を

示す南都留郡等に明確にみられると推定されるが、この傾向についてはさらに検討を要すといえる。

## 注

(1) 拙稿「明治維新前後の甲斐国にみられる直系家族慣行」(比較家族史学会編『比較家族史研究』第一四号、弘文堂、二〇〇〇年)。

(2) 戸田貞三『家族構成』(弘文堂、一九五三年)第二章「我が国の家族構成」において戸田貞三は、平均寿命、出生率が一定の社会条件下の三世大家族比は、平均婚年齢によって決まるとした。

(3) 正岡寛司、藤見純子、嶋崎尚子「近世農民の世帯と個人の動態的な理解のために——ライフコースアプローチの応用——」(利谷信義、鎌田浩、平松紘編『戸籍と身分登録』早稲田大学出版部、一九九六年)。

(4) 前掲『家族構成』第二章「我が国の家族構成」第四節「家族の構成形態」注12、注13。

(5) 戸田貞三「宗門帳に於て観られる家族構成員」(戸田貞三、鈴木栄太郎監修『家族と村落』御茶の水書房、一九七八年)。

(6) 明治以後の戸籍の閲覧は禁止されていることから、明治初年の戸籍関連文書に関して甲府地方事務局に問い合わせた。そして農家の蔵等の地元に残された

史料はこの制度の範囲外にあるものの、特定の個人が推定されないような配慮はすべきという指示を仰いだ。

(7) 明治期の山梨県の女子平均婚姻年齢は、一六六が二三・二歳、二六六が二四・六歳、四一六が二五・四歳と、男子平均婚姻年齢と同様に上昇する。しかし近世末、明治初の村々の平均婚姻年齢には、男子の様な有意の変化はみられない。

(8) 宗門人別改帳の前文には、それに記載された村民が当歳、二歳、五歳以上等であることが記載されている。

(9) 前掲『家族構成』第二章「我國の家族構成」。

(10) 近世末、明治初の約一二〇年間の分析結果である表5、表6及び表8の年代区分については、一八〇〇年以前に比べて一八〇〇年代を細分化（特に幕末、明治初の一〇年の短期区分を設け）し、幕末、明治初の傾向を具体的に示すことを意図した。

(11) ここで示す隠居総数とは、宗門人別改帳に載る家族の時系列的分析を通して抽出した跡継ぎの婚姻とその父親の隠居のうち、両者の年代間隔が明らかである場合の隠居の総数を指す。

(12) 同表が示すように、天保八年以後の約八年間の小野、戸沢、大明見、小明見の各村には、この比率の

低下が一樣にみられる。史料上の裏付けに欠けるも

の、その要因は天保八年頃に激しさを増した飢饉の影響が南都留郡の家族に及んだことを示唆すると考えられる。増田廣實によると（増田廣實「甲州天保一揆と郡内諸村」（磯貝正義先生古稀記念論文集編纂委員会編『甲斐の地域史的展開』雄山閣出版、一九七九年）、天候の不順等により天保年間の郡内地方（南都留郡）には飢饉が発生し、一一一カ村中一〇五カ村の村民が他へ離散した。これを富士吉田市域にみると、天保九年の宗門人別改帳による新倉村では二三三戸（人口八七九人）中の三七戸（人口一二四人）が離散した。しかし同村の戸数は弘化五年までには二二二戸（人口一〇〇三人）に回復した。増田氏によっても、飢饉後に離散家族のほとんどが復帰している。同氏はその要因を家父長的家族制度の原理としている。又大明見村の弘化二年の宗門人別改帳の総寄によっても、村内人口七〇九人中の三十六人が「離散立戻並他所より入人」とされている。一方天保七年以後の下吉田村では、この他に同村の商工業的地域性も要因になっていると考えられる。

(13) 前掲「明治維新前後の甲斐国にみられる直系家族慣行」九九頁、において、家族筆頭者の記載様式が、明治初年の戸籍文書と宗門人別改帳に差がある村の

存在について述べた。

(14) 小山隆「家族形態の周期的変化」(喜多野清一、岡田謙編『「家」——その構造分析』創文社、一九五九年)七四頁。

(15) 前掲「家族形態の周期的変化」。

(家族関係学)

表1 明治期の山梨県の男子平均婚姻年齢 (再婚を含む)

	山梨県	甲府市	東山梨郡	西山梨郡	東八代郡	西八代郡	南巨摩郡	中巨摩郡	北巨摩郡	南都留郡	北都留郡
16年	26.4	26.2	26.8	25.7	25.0	24.2	25.8	27.1	26.2	25.5	27.1
26年	28.2	28.3	29.0	27.8	28.7	28.2	27.1	29.3	27.4	26.7	29.2
31年	27.2	30.5	28.9	24.3	27.9	25.8	27.1	27.6	27.5	25.7	27.9
32年	28.4	28.2	31.2	24.3	28.0	28.3	24.5	28.4	27.9	27.2	31.8
41年	28.8	30.8	29.8	29.3	29.2	27.9	27.9	28.1	28.9	28.3	29.2
42年	28.7	31.4	32.8	26.9	30.0	26.0	27.3	29.6	29.0	28.3	29.2
43年	29.2	30.8	30.3	29.0	29.7	27.7	28.1	29.3	29.5	28.0	29.2
44年	29.4	30.3	30.0	28.0	31.4	28.1	27.6	29.7	29.6	27.8	29.6
45年	29.3	30.9	31.1	28.0	28.4	28.6	28.7	29.1	29.6	28.3	30.2

山梨県編「山梨県統計書」の掲載年による。

表2 近世末・明治初の南都留郡にみられる男子平均婚姻年齢（再婚を含む）

	大明見村	新倉村上組	金井村	菅野村	熊井戸村	小野村	加畑村
婚姻時	文政 2～ 嘉永 2	文化 6～ 嘉永 2	文化 3～ 嘉永 2	文政 12～ 嘉永 2	文政 7～ 嘉永 2	文政 11～ 嘉永 2	天保 4～ 嘉永 2
平均婚姻年齢	25.7	25.2	23.4	25.7	25.0	25.5	27.0
婚姻者数	56	27	8	11	23	15	10
婚姻時	嘉永 3～ 明治 3	嘉永 3～ 明治 5	嘉永 3～ 明治 5	嘉永 3～ 明治 2	嘉永 3～ 明治 2	嘉永 3～ 明治 2	嘉永 3～ 明治 5
平均婚姻年齢	25.3	24.7	26.4	25.7	26.7	26.0	25.7
婚姻者数	133	38	23	21	37	49	19

各村の明治 3 年、明治 5 年戸籍下調簿による。

表3 近世末・明治初の男子平均初婚年齢（ ）は婚姻者数

	I 天明 3 (1783)～ 天保 1 (1830)	II 天保 2 (1831)～ 弘化 1 (1844)	III 弘化 2 (1845)～ 明治 3 (1870)
南都留郡 小野村		22.5 (10)	22.2 (12)
小明見村	27.9 ( 16)	24.9 (16)	23.6 (37)
大明見村	28.5 ( 45)		
下吉田村		27.6 (41)	
戸沢村		25.8 (16)	
東山梨郡 下小田原村			23.2 (16)
上萩原村	28.3 (114)	28.2 (74)	26.2 (57)
上粟生野村	26.3 ( 46)	27.3 (15)	25.9 (19)
綿塚村		23.7 (15)	23.1 (25)
巨摩郡 荒川村		26.1 (15)	23.6 (10)
下条南割村		27.4 (20)	25.0 (14)
下円井村	29.4 ( 27)	26.1 (36)	24.1 (44)
西野村北組	26.7 ( 48)		
東南湖村			26.7 (52)
吉田村			25.8 (48)
府中 三日町			28.6 (56)

各村及び三日町の宗門人別改帳による。

表4 明治初年の南都留郡内の村々にみられる家族構成 ( )は%を示す。

①三世代家族比 ②全村家族に占める「父親と既婚跡継ぎを含む家族」比 ③「父親と既婚跡継ぎを含む家族」に占める父親の隠居比 ④1家族平均人数

									cf. 東山梨郡			
	大明見村	新倉村上組	小野村	加畑村	金井村	菅野村	熊井戸村	道志村	平沢村	千野村	上萩原村	熊野村
①	(43)	(28)	(32)	(46)	(34)	(62)	(37)	(43)	(30)	(30)	(30)	(33)
②	(26)	(19)	(25)	(24)	(29)	(42)	(32)	(31)	(34)	(26)	(23)	(22)
③	(49)	(100)	(76)	(56)	(50)	(82)	(61)	(83)	(92)	(60)	(60)	(95)
④	5.2	4.1	4.5	4.7	4.7	6.0	5.0	5.4	3.9	4.5	4.5	5.0
総戸数	190	93	68	37	41	26	57	260	35	154	125	93

各村の明治3年、明治5年戸籍下調簿による。

表5 父親と既婚跡継ぎを含む家族及びそれに占める父親の隠居 (%)

①父親と既婚跡継ぎを含む家族 ②①中の父親の隠居 ③総家族数

	I 1750～1800			II 1801～1830			III 1831～1860			IV 1861～1870		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
東山梨郡	16	73	419	19	78	337	19	60	760	20	64	551
南都留郡	13	61	903	21	53	1268	18	70	1983	21	61	801
巨摩郡 (逸見・北山筋)	24	31	403	18	24	761	18	33	2772	24	42	1800
府中三日町	—	—	—	—	—	—	6	24	414	5	33	346
東山梨郡 上萩原村	天明8 寛政6			文化3 文政2 文政7			天保4 天保10 弘化2 安政3			文久3 明治2		
①	12	12		13	19	14	9	18	19	20	25	22
②	85	68		77	94	96	87	93	74	72	67	45
③	164	177		172	166	167	164	154	143	143	141	143
上栗生野村	寛政4 寛政12			文化1 文化6 文化12 文政4			天保5 天保11 弘化3 万延1					
①	12	13		18	16	21	22	18	11	28	27	
②	56	70		38	58	38	65	54	43	35	44	
③	76	75		72	77	77	78	71	64	61	59	
熊野村 (千野村)				享和2 文化15 (文政7)			弘化3 (嘉永7) (安政3)			文久2 (慶応2)		
①				9 21 (14)			(21) (19) (20)			21 (22)		
②				75 67 (71)			(65) (70) (68)			73 (62)		
③				91 95 (181)			(141) (156) (152)			91 (125)		
三日市場村							弘化5 嘉永7 安政3			慶応4		
①							20 20 16			13		
②							62 67 66			74		
③							76 81 83			80		

南都留郡	大明見村	天明7 寛政4 寛政8	享和2	天保8 弘化2 嘉永5 安政2	元治1 明治3
	①	17 29 25	24	15 17 22 23	23 26
	②	18 26 46	62	78 72 53 51	70 48
	③	132 133 138	143	177 169 175 173	191 191
	小明見村		享和3 文化2 文政8 文政10	天保9 天保14 嘉永4 嘉永6	元治2 慶応3 明治3
	①		17 10 18 21	12 15 19 24	22 30 27
	②		0 8 0 4	0 0 12 9	39 33 41
	③		117 119 131 118	145 137 136 133	138 138 137
	小野村			天保4 天保8 天保12 弘化5	元治2 慶応3 明治3
	①			22 21 9 16	36 34 27
	②			41 47 40 40	57 57 53
	③			76 72 56 62	58 62 62
	戸沢村 (加畑村)			天保9 天保13 弘化3 (安政3)	慶応3 (明治2)
	①			12 14 12 (24)	(31) (19)
	②			14 13 14 (38)	(55) (71)
	③			58 57 57 (33)	(36) (37)
巨摩郡	日野村	寛政8	文化10 文政12	天保14	明治2
	①	14	24 16	18	25
	②	92	78 100	53	68
	③	92	90 86	80	79
	下井井村	天明3 寛政6 寛政12	文化2 文化6 文政4	天保5 天保12 嘉永2 安政4	万延2 元治2 慶応3 明治2
	①	13 21 27	23 19 15	15 17 20 27	21 27 29 22
	②	50 94 76	83 67 67	100 50 57 40	63 45 55 78
	③	79 78 78	79 81 80	68 69 70 74	76 75 76 82
	西野村北組	寛政3 寛政9	寛政13 文化10 文政4 文政8	天保2 天保8	
	①	10 2	8 14 18 9	19 21	
	②	75 50	33 14 44 50	100 80	
	③	41 41	40 43 44 46	48 47	
	荒川村			天保12 弘化2 嘉永5	元治1 慶応2
	①			18 26 24	25 32
	②			50 36 33	56 42
	③			41 42 38	36 38
	東南湖村 (吉田村)			嘉永4 安政4 (安政2)	文久1 (文久1) (慶応3)
	①			20 31 (17)	24 (23) (23)
	②			56 47 (48)	49 (54) (34)
	③			169 170 (123)	169 (123) (124)
府中	三日町			天保9 嘉永3 安政3	文久2 明治1
	①			5 6 7	3 7
	②			29 22 22	60 25
	③			133 155 126	167 179

注 年代は跡継ぎの婚姻年に基づく。各村及び三日町の宗門人別改帳による。

巨摩郡の平均値は下段のうち、逸見筋、北山筋の村の平均値である。

表6 跡継ぎの婚姻と父親の隠居の年差

	I 1750～ 1800	II 1801～ 1830	III 1831～ 1860	IV 1861～ 1870	隠居総数 (注)
父親の隠居年と跡継ぎの婚姻年の年差平均					
山梨郡 上萩原村上切	3.55	1.26	1.66	0.80	93
小屋敷村	3.25	—	2.22	—	33
上粟生野村	3.19	1.56	—	—	37
綿塚村	—	—	2.79	1.00	27
南都留郡 大明見村	4.40	—	—	—	11
巨摩郡 下条南割村	—	—	1.59	—	17
西野村北組	—	2.50	—	—	10
吉田村	—	—	2.30		12
	I 1750～ 1800	II 1801～ 1830	III 1831～ 1860	IV 1861～ 1870	
全隠居中に占める跡継ぎの婚姻年に行われた隠居比 (%)					
山梨郡 上萩原村上切	44	54	70	60	
小屋敷村	50		67		
上粟生野村		29	56		
綿塚村			38	67	
南都留郡 大明見村	27				
巨摩郡 下条南割村			71		
西野村北組		50	—		
吉田村			42		

注 年差が明らかな隠居のみの総数である。年代は跡継ぎの婚姻年に基づく。  
各村の宗門人別改帳による。

表7 幕末、明治初の南都留郡内にみられる戸主就任と婚姻の年差  
(天保3年～明治5年、単位 人)

戸主就任年-婚姻年	-18	-16	-15	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	0	1	2
小野村		1													3	18	11	3
加畑村			1	1			2	1			1	1	1	1		4	3	
金井村							1	1	1		1	1		1	2	6	6	1
新倉村上組	1			1					1	2		1		3	1	31	2	3

戸主就任年-婚姻年	3	4	5	6	7	8	9	11	15	19	21	23	39
小野村	1	3			1	2	2						
加畑村							1	2	1	1			1
金井村		5			2							1	
新倉村上組		1	2	1					1		1		

各村の明治5年戸籍下調簿及び「小野村明治5年戸籍相統取調下帳」による。

表 8 「夫婦＋未婚子」「父親と既婚跡継ぎを含む家族」の既婚男子の平均年齢

	「夫婦＋ 父親と既婚跡継ぎを含む家族 未婚子」 非隠居 非隠居 隠居父 隠居 の夫 父 跡継ぎ 隠居父 跡継ぎ					史料
I 1750～1800						
東山梨郡	50.8	63.1	33.1	68.2	42.8	宝暦 5 小屋敷村、天明 8 上萩原村、寛政 12 上粟生野村
大明見村(南都留郡)	49.7	63.8	32.9	67.0	37.5	天明 7 大明見村
巨摩郡(逸見、北山筋)	50.5	62.8	30.6	68.0	35.6	寛政 8 日野村、天明 3 下円井村
II 1801～1830						
東山梨郡	52.1	63.9	33.3	70.6	41.1	文化 8 小屋敷村、文化 2 上萩原村、文政 7 千野村、文政 5 熊野村
小明見村(南都留郡)	50.9	65.1	33.1	—	—	享和 3 小明見村
巨摩郡(逸見、北山筋)	52.1	58.0	28.0	67.1	36.9	文化 10 日野村、文化 1 下円井村
III 1831～1860						
東山梨郡	48.8	60.4	34.1	66.0	36.1	天保 7 小屋敷村、天保 4 上萩原村、天保 7 綿塚村、天保 5 上粟生野村、嘉永 7 三日市場村
南都留郡	47.9	63.3	33.8	68.4	37.4	弘化 2 大明見村、天保 9 小明見村、天保 9 新倉村、天保 7 下吉田村、天保 4 小野村
巨摩郡(逸見、北山筋)	49.1	60.5	26.9	67.9	35.1	天保 14 日野村、天保 8 荒川村、天保 12 下条南割村
IV 1861～1870						
東山梨郡	47.4	59.9	29.4	67.6	36.9	慶応 4 綿塚村、明治 3 熊野村、文久 1 小屋敷村、明治 2 上萩原村、万延 1 上粟生野村、慶応 3 三日市場村、慶応 2 千野村
南都留郡	44.9	58.7	29.5	67.2	35.8	明治 3 大明見村、明治 3 小明見村、明治 2 新倉村、明治 3 下吉田村、明治 3 千野村、明治 2 加畑村
巨摩郡(逸見、北山筋)	46.0	58.5	28.4	62.0	34.9	明治 2 日野村、明治 2 下円井村、慶応 4 荒川村、元治 2 下条南割村

注 年代は表 6 に準じる。各村の宗門人別改帳による。